

安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の背景

国において、災害応急作業等手当の手当額を改定するため人事院規則の改正（令和 8 年 4 月 1 日適用）を行った。本市においても、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改めるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

異常な自然現象による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の額を、以下のとおり改正する。

(改正前)

職員区分	想定される作業内容	手当額	日没時から日出時までの間において行われた場合	著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合
消防職員	被災者の救出救助 行方不明者の搜索等	<u>1,080 円</u>	100 分の 50 に相当する額を加算し、 <u>1,620 円</u>	100 分の 100 に相当する額を加算し、 <u>2,160 円</u>
行政職員	避難所運営 罹災証明にかかる家屋調査等			

(改正後)

職員区分	想定される作業内容	手当額	日没時から日出時までの間において行われた場合	著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合
消防職員	被災者の救出救助 行方不明者の搜索等	<u>1,440 円</u>	100 分の 50 に相当する額を加算し、 <u>2,160 円</u>	100 分の 100 に相当する額を加算し、 <u>2,880 円</u>
行政職員	避難所運営 罹災証明にかかる家屋調査等			

3 施行期日

公布の日

4 適用日

令和 8 年 4 月 1 日